

石川県立学校処務規程の一部改正について

1 提案理由

令和8年1月より、スクールネット更改に合わせ、県立学校における教育職員の勤怠管理の一部をデジタル化することに伴い、規程を整備する必要があるため。

2 改正内容

県立学校における出勤登録や年次有給休暇等の申請について、紙・押印による手続きが前提となっている規定に、情報システムを使用する方法を追加する。

3 改正案

別添資料

4 施行年月日

令和8年1月1日

石川県立学校処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

石川県教育委員会

第31条第1項中「押印しなければ」を「押印し、又は教育長が定める情報システムを
用いた送付手段により押印に相当する記録をしなければ」に改める。

第32条第1項中「履歴簿」の下に「又は前条第1項に規定する方法」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

○石川県立学校処務規程（昭和四十一年石川県教育委員会訓令第六号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第三十条（略）</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第三十一条 職員は、出勤後直ちに出勤簿に<u>押印し、又は教育長が定める情報システムを使用する方法若しくはこれに準ずる方法により押印に相当する記録をしなければならない。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の手続）</p> <p>第三十二条 職員は、勤務時間条例に定める年次有給休暇を請求しようとするとき、又は病気休暇若しくは特別休暇の承認を受けようとするときは、前日までに、<u>願届簿又は前条第一項に規定する方法</u>により請求しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第三十二条の二～第五十四条（略）</p>	<p>第一条～第三十条（略）</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第三十一条 職員は、出勤後直ちに出勤簿に<u>押印しなければならない。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の手続）</p> <p>第三十二条 職員は、勤務時間条例に定める年次有給休暇を請求しようとするとき、又は病気休暇若しくは特別休暇の承認を受けようとするときは、前日までに、願届簿_____により請求しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第三十二条の二～第五十四条（略）</p>